

下級裁判所裁判官指名諮問委員会大阪地域委員会（第23回）議事要旨

（大阪地域委員会庶務）

1 日時

平成21年11月10日（火）午後2時

2 場所

大阪高等裁判所委員会室

3 出席者

（委員）河内鏡太郎，佐々木茂美，高階貞男，三浦正晴，三井誠（委員長）

（庶務）山田大阪高裁総務課長，安達大阪高裁総務課課長補佐

（説明者）古財大阪高裁事務局長

4 議題

（1） 弁護士任官候補者に関する情報の取りまとめについて

（2） 判事の再任等候補者に関する情報の取りまとめについて

（3） 日程その他

5 議事

（1） 弁護士任官候補者に関する情報の取りまとめについて

○ 庶務から収集情報について報告があった。

○ 協議の結果，具体的な記述に欠ける情報を除いて，いずれも中央の委員会に送付することとされた。

（2） 判事の再任等候補者に関する情報の取りまとめについて

ア 直接地域委員会に提出された情報について

○ 具体的な記述に欠ける情報については，中央の委員会に送付しないこととされた。

○ 該当項目に○×△を記入するものについては，項目自体具体的な事実を記載したのではなく，一種の段階式評価のアンケートと同様にみることができるので，中央の委員会に送付しないこととされた。

○ 匿名の情報については，指名諮問委員会の過去の議論において，顕名を情報提供の前提としているものと思われるので，中央の委員会に送付しな

いこととされた。

- 専ら裁判官の訴訟指揮に対する不満や裁判官の法律解釈及び判断に対する意見が記載された情報については、中央の委員会に送付しないこととされた。その際、次のような意見交換があった。

- ・ 裁判官の訴訟指揮に関する不満並びに裁判官の法律解釈及び判断に対する意見については、裁判官の独立という観点から、司法行政の立場としてこれに立ち入ることは相当でない。
- ・ 裁判官の独立という観点から司法行政上立ち入ることは相当でないことは承知しているが、地域委員会において、それをチェックしてそれらの情報の全てを中央の委員会に送付しないとするよりも、中央の委員会に送付して判断してもらうのがよいのではないか。
- ・ 裁判書の記載であっても、例えば、当事者等に対する侮辱的な表現を用いるなど、一般人の目から見ても明らかに逸脱しているといえる場合や、一見して前後の記載内容が矛盾している場合などであれば、裁判官の資質、能力を示す情報として適格性が認められる場合もあるが、裁判官の法律解釈及び判断そのものに対する情報については、適格性を欠く。
- ・ 裁判官の訴訟運営に関する不満等については、当該事件記録を調査しなければ判断がつかないようなものは、中央の委員会で取り扱う情報としては不適格であり、このような不満等は、訴訟手続上の不服申立等の手段により是正を求めるべきものである。

- その余の情報については、中央の委員会に送付することとされた。

イ 近畿弁護士会連合会を經由して提出された情報について

- 具体的な記述に欠ける情報については、中央の委員会に送付しないこととされた。
- 該当項目に○×△を記入するものについては、項目自体具体的な事実を記載したのではなく、一種の段階式評価のアンケートと同様にみることができるので、中央の委員会に送付しないこととされた。ただし、該当項目に○×△を記入したものと具体的な記述がされているものを合わせて提

出された情報については、具体的な記述がされている部分のみを、中央の委員会に送付することとされた。

○ 専ら裁判官の訴訟指揮に対する不満や裁判官の法律解釈及び判断に対する意見が記載された情報については、中央の委員会に送付しないこととされた。

○ その余の情報については、近畿弁護士会連合会を經由して提出された情報であることを付記して、中央の委員会に送付することとされた。

(3) 日程その他

○ 次回の地域委員会は、平成22年下半期の再任等候補者及び平成22年10月採用の弁護士任官候補者の任命に関する審議となる予定であり、次回期日については、追って調整することとなった。

(以上)